

## 福島県屋外広告物条例（昭和六十一年福島県条例第二十二号）新旧対照表

新	旧
<p>第一条、第二条（略）</p> <p>（特別規制地域等）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所（以下、「特別規制地域等」という。）において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下、「掲出物件」という。）を設置してはならない。</p> <p>一、十三（略）</p> <p>十四 福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）別表備考で規定する 景観形成重点地域</p> <p>十五（略）</p> <p>第四条、第五条（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前三条の規定は、適用しない。</p> <p>一、三（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下、「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下、「中核市」という。）及び法第二十八条の規定により同条に規定する事務を処理することとされた市町村（以下、「景観行政団体等市町村」という。）の区域を除く。）、指定都市の区域、中核市の区域又は景観行政団体等市町村の区域に存する自動車又は電車に表示される広告物のうち、当該他の都道府県、指定都市、中</p>	<p>第一条、第二条（略）</p> <p>（特別規制地域等）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所（以下、「特別規制地域等」という。）において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下、「掲出物件」という。）を設置してはならない。</p> <p>一、十三（略）</p> <p>十四 福島県景観条例（平成十年福島県条例第十三号）第七条第一項の規定により指定された景観形成重点地域のうち、規則で指定する地域</p> <p>十五（略）</p> <p>第四条、第五条（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前三条の規定は、適用しない。</p> <p>一、三（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下、「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下、「中核市」という。）の区域を除く。）、指定都市の区域又は中核市の区域に存する自動車又は電車に表示される広告物のうち、当該他の都道府県、指定都市又は</p>

核市又は景観行政団体等市町村の法に基づく条例の規定により知事又は市町村の長の許可を受け、又は当該条例の規定の適用が除外されて表示される広告物

八 (略)  
4 6 (略)

第七条 第三十二条 (略)

附則

1 7 (略)

8 平成二十一年九月三十日までに第五条の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物若しくは掲出物件のうち規則で定めるものの同年十月一日以後に第十条第三項の規定による当該許可の更新又は第十一条第一項の規定による当該許可に係る広告物若しくは掲出物件の変更(規則で定める変更に限る。)の許可を受けようとする場合の第十二条第一項の許可の基準の適用については、なお従前の例による。

9 平成二十一年九月三十日までに表示され、又は設置されている第六条第三項第一号又は第二号の規定に該当する広告物又は掲出物件のうち、同年十月一日以後にこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しなくなったものであつて規則で定めるものについては、第八条第三項の規定にかかわらず、第三条及び第五条の規定は、適用しない。

10 平成二十一年九月三十日までに第六条第四項又は第七条の許可を受けて表示され、又は設置されている第六条第四項第一号若しくは第四号又は第七条第二号の規定に該当する広告物又は掲出物件のうち、同年十月一日以後にこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しなくなったものであつて規則で定めるものの同年十月一日以後に第十条第三項の規定による当該許可の更新又は第十一条第一項の規定による当該許可に係る広告物若しくは掲出物件の変更(規則で定める変更に限る。)の許可を受けようとする場合のこれらの規定の基準の適用については、第八条第四項及び第七項にかかわらず、なお従前の例による。

11 (略)

附則

中核市の法  
又は市長  
の許可を受け、又は当該条例の規定の適用が除外されて表示される広告物

八 (略)  
4 6 (略)

第七条 第三十二条 (略)

附則

1 7 (略)

8 (略)

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。